

退職所得のある配偶者または扶養親族がいる場合の 給与支払報告書（個人別明細書）の記載事項

名古屋市個人市民税特別徴収センター

退職所得のある配偶者（退職所得を除く合計所得金額が133万円以下の者に限る。）または扶養親族がいる場合は、給与支払報告書（個人別明細書）に、以下の事項を記載してください。ただし、〔 〕内の項目は該当する場合のみ記載してください。

「摘要」欄	(退) 氏名
	配偶者／扶養親族の別
	生年月日
	住所
	〔障害者／特別障害者〕
	〔非居住者＋合計所得金額の見積額〕
	〔寡婦／ひとり親〕※
「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄	個人番号（マイナンバー）

※ 記載した退職所得のある扶養親族がいることにより、本人（支払を受ける者）が寡婦またはひとり親に該当する場合

【記載例】

※										※ 種別										※ 整理番号										※																			
※ 区分										(受給者番号)																																							
支 払 受 け る 者										(個人番号)										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																													
住 所										名古屋市中区三の丸三丁目3-2										(役職名)																													
										グリーンハイツ203号										氏 名										(フリガナ) ナゴヤ イチロウ																			
																				名古屋 一郎																													
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額									
(摘要) (退)名古屋 愛子 扶養親族 平成3年1月1日生 中区三の丸三丁目3-2グリーンハイツ203号 ひとり親																																																	

扶養親族										の扶養親族										5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号									
(フリガナ)										(フリガナ)																			
3 氏 名										3 氏 名																			
個人番号										個人番号																			
(フリガナ)										(フリガナ)																			
4 氏 名										4 氏 名																			
個人番号										個人番号																			
																				(退)									
																				890123456789									

給与支払報告書の記載方法については、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) に掲載されている「個人の市民税・県民税給与支払報告書の作成と提出の手引き」と国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) に掲載されている「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をあわせてご覧ください。

また、ご不明な点については、名古屋市個人市民税特別徴収センター（電話：052-957-6930、FAX：052-957-6934）にお問い合わせください。